

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 37 | 母子の保護及び助産の実施に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天草市は、児童福祉法関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県 天草市長

公表日

令和7年12月25日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 母子生活支援施設における保護の実施及び助産施設における助産の実施に関する事務 |
| ②事務の概要 | ・児童福祉法第22条による助産施設における助産の実施に関する申込の受理及び審査並びに決定 ・児童福祉法第23条による母子生活支援施設における母子保護の実施に関する申込の受理並びに審査並びに決定 ・児童福祉法第56条第2項の規定による負担金の徴収の認定 |
| ③システムの名称 | 1. MICJET番号連携サーバー 2. 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)母子生活支援施設入所者ファイル (2)助産施設入所者ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項及び別表10の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表20の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表20の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部こども家庭課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部総務課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL:0969-23-1111 mail:hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 健康福祉部 こども家庭課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL:0969-22-0404 mail:kokasen@city.amakusa.lg.jp |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | |
| 適用した理由 | []適用した |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [○]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|---------------------|--|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ※人為的ミス発生防止の着眼点として、次の資料が参考となる。いずれも個人情報保護委員会ウェブページ公表資料: https://www.ppc.go.jp/kensyuushiryou/ ・「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」「特定個人情報の漏えい等の防止について—地方公共団体における単純な事務ミスを防止するための着眼点—」 |

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [] 十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

| | |
|------------------|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [] 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 本市においては、天草市情報セキュリティ対策に関する規程第9条の規定に基づき「情報セキュリティ実施手順書」を作成し、所管する情報システムに係る運用を実施している。また、同第20条に基づく研修及び訓練が実施されていることから、職員に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-------------------|
| 令和3年7月20日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | 一部変更 |
| 令和3年7月20日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | 一部変更 |
| 令和3年7月20日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 健康福祉部 子育て支援課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL:0969-23-1111 mail:kosodatesien@city.amakusa.lg.jp | 健康福祉部 子育て支援課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL:0969-27-5400 mail:kosodatesien@city.amakusa.lg.jp | 事後 | 一部変更 |
| 令和3年11月5日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二 16の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二 16の項 | 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二 16の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二 16の項 | 事後 | 番号法改正に伴う引用条項ずれの修正 |
| 令和4年11月9日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | 一部変更 |
| 令和4年11月9日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | 一部変更 |
| 令和6年3月21日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | 一部変更 |
| 令和6年3月21日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | 一部変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|-------------------|
| 令和6年11月29日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項及び別表第一9の項 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項及び別表10の項 | 事後 | 番号法改正に伴う引用条項ずれの修正 |
| 令和6年11月29日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二 16の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二 16の項 | 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表20の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表20の項 | 事後 | 番号法改正に伴う引用条項ずれの修正 |
| 令和6年11月29日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 健康福祉部 子育て支援課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL:0969-27-5400 mail:kosodatesien@city.amakusa.lg.jp | 健康福祉部 子育て支援課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL:0969-22-0404 mail:kokasenn@city.amakusa.lg.jp | 事後 | 一部変更 |
| 令和6年11月29日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | 令和6年4月1日 時点 | 事後 | 一部変更 |
| 令和6年11月29日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | 令和6年4月1日 時点 | 事後 | 一部変更 |
| 令和6年11月29日 | I-9.規則第9条第2項の適用 | | 項目の追加 | 事後 | 様式の変更によるもの |
| 令和6年11月29日 | IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | | 十分である | 事後 | 様式変更のため |
| 令和6年11月29日 | IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠 | | 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ※人為的ミス発生防止の着眼点として、次の資料が参考となる。いずれも個人情報保護委員会ウェブページ公表資料: https://www.ppc.go.jp/kensyuushiryou/ ・「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」「特定個人情報の漏えい等の防止について—地方公共団体における単純な事務ミスを防止するための着眼点—」 | 事後 | 様式変更のため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|-----------|
| 令和6年11月29日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 | | 9)従業員に対する教育・啓発 | 事後 | 様式変更のため |
| 令和6年11月29日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か | | 十分である | 事後 | 様式変更のため |
| 令和6年11月29日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠 | | 本市においては、天草市情報セキュリティ対策に関する規程第9条の規定に基づき「情報セキュリティ実施手順書」を作成し、所管する情報システムに係る運用を実施している。また、同第20条に基づく研修及び訓練が実施されていることから、職員に対する教育・啓発は「十分に行っている。」と考えられる。 | 事後 | 様式変更のため |
| 令和6年11月29日 | 評価書名 | 母子生活支援施設における保護の実施及び助産施設における助産の実施に関する事務 | 母子の保護及び助産の実施に関する事務 | 事後 | 一部変更 |
| 令和7年8月18日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 | 健康福祉部子育て支援課 | 健康福祉部こども家庭課 | 事後 | 一部変更 |
| 令和7年8月18日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 健康福祉部子育て支援課 〒863-0034 熊本県天草市浄南町4番15号 TEL 0969-24-0620 mail:kokasen@city.amakusa.lg.jp | 健康福祉部こども家庭課 〒863-0034 熊本県天草市浄南町4番15号 TEL 0969-22-0404 mail:kokasen@city.amakusa.lg.jp | 事後 | 一部変更 |
| 令和7年10月16日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数 | 令和6年4月1日 時点 | 令和7年4月1日 時点 | 事後 | 一部変更 |
| 令和7年10月16日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者数 | 令和6年4月1日 時点 | 令和7年4月1日 時点 | 事後 | 一部変更 |